

中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 利用料金の改正

施設使用料の見直し方針に基づき、改定額が算出されたことに伴い、学校施設開放のうち、中学校温水プールに係る使用料を改正する。

また、スポーツ施設については、新たな軽減策を実施する事となっており、中学校温水プールに於いても同様の理由から、半額措置を適用する。

(2) 体育館附属設備該当校の改正

令和6年度の学校再編に伴い、鷺の杜小学校を該当校に追加する。

2 改正の内容

(1) 中学校温水プール使用料の額の改定

対象		単位	使用料 (現行)	使用料 (軽減措置後の額)	使用料 (改定案)	使用料 (軽減措置後の額*)
個人	大人 (高校生以上)	2時間以内	500円	250円	廃止	—
		1時間以内	250円	130円	300円	200円
	小人 (中学生以下)	2時間以内	250円	130円	廃止	—
		1時間以内	130円	70円	100円	100円
団体	プール全体	1時間30分以内	29,400円	14,700円	22,700円	11,400円
	プール1コース	1時間30分を超え 2時間以内	6,000円	3,000円	4,700円	2,400円
回数券	大人券	12時間分	2,500円	1,250円	3,000円	2,000円
	小人券	12時間分	1,250円	650円	1,000円	1,000円

*令和6年7月1日から当面の間、利用者がプール開放を利用する場合、当該利用に係る使用料を半額程度に軽減する。ただし、使用料は100円単位とし、100円未満は四捨五入とする。

(2) 体育館附属設備の追加

別表第2（第10条、第11条関係）に関わる体育館設備を追加する。

	改正案	現行
体育館冷暖房設備	中野区立塔山小学校	中野区立塔山小学校
	中野区立谷戸小学校	中野区立谷戸小学校
	中野区立江古田小学校	中野区立江古田小学校
	中野区立啓明小学校	中野区立啓明小学校
	中野区立北原小学校	中野区立北原小学校
	中野区立江原小学校	中野区立江原小学校
	中野区立武蔵台小学校	中野区立武蔵台小学校
	中野区立上鷺宮小学校	中野区立上鷺宮小学校
	中野区立桃花小学校	中野区立桃花小学校
	中野区立緑野小学校	中野区立緑野小学校
	中野区立みなみの小学校	中野区立みなみの小学校
	中野区立美鳩小学校	中野区立美鳩小学校
	中野区立中野第一小学校	中野区立中野第一小学校
	中野区立令和小学校	中野区立令和小学校
	<u>中野区立鷺の杜小学校</u>	
	中野区立第五中学校	中野区立第五中学校
	中野区立南中野中学校	中野区立南中野中学校
	中野区立第二中学校	中野区立第二中学校
	中野区立緑野中学校	中野区立緑野中学校
	中野区立中野東中学校	中野区立中野東中学校
	中野区立中野中学校	中野区立中野中学校

3 施行日等

(1) 利用料金の改正

令和6年7月1日

(2) 体育館附属設備該当校の改正

令和6年4月1日

(3) 利用料金の改正に関する経過措置

施行日前に温水プールについて令和6年7月1日以降の団体使用の許可をする場合の使用料は、改正後の使用料に軽減措置を適用した額とする。

(4) 体育館開放に関わる準備行為

中野区立鷺の杜小学校の施設及び附属設備の令和6年4月1日以後の使用に係る使用料の徴収、その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

中野区立学校施設の開放に関する規則新旧対照表

改正案		現行																																
第1条～第16条 (略) 附 則 1～4 (略) 5 令和6年7月1日から当分の間、別表第3の規定の適用については、同表(備考(2)を除く。)中「 <u>300円</u> 」とあるのは「 <u>200円</u> 」と、「 <u>22,700円</u> 」とあるのは「 <u>11,400円</u> 」と、「 <u>4,700円</u> 」とあるのは「 <u>2,400円</u> 」と、同表備考(2)中「 <u>3,000円</u> 」とあるのは「 <u>2,000円</u> 」とする。		第1条～第16条 (略) 附 則 1～4 (略)																																
別表第1 (略) 別表第2 (第10条、第11条関係)		別表第1 (略) 別表第2 (第10条、第11条関係)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区立学校</th> <th>附属設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区立塔山小学校</td> <td>体育館冷暖房設備</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中野区立令和小学校</td> <td>体育館冷暖房設備</td> </tr> <tr> <td>中野区立鷺の杜小学校</td> <td>体育館冷暖房設備</td> </tr> <tr> <td>中野区立第二中学校</td> <td>体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中野区立中野東中学校</td> <td>体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備</td> </tr> </tbody> </table>		区立学校	附属設備	中野区立塔山小学校	体育館冷暖房設備	～	(略)	中野区立令和小学校	体育館冷暖房設備	中野区立鷺の杜小学校	体育館冷暖房設備	中野区立第二中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備	～	(略)	中野区立中野東中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区立学校</th> <th>附属設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区立塔山小学校</td> <td>体育館冷暖房設備</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中野区立令和小学校</td> <td>体育館冷暖房設備</td> </tr> <tr> <td>中野区立第二中学校</td> <td>体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中野区立中野東中学校</td> <td>体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備</td> </tr> </tbody> </table>		区立学校	附属設備	中野区立塔山小学校	体育館冷暖房設備	～	(略)	中野区立令和小学校	体育館冷暖房設備	中野区立第二中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備	～	(略)	中野区立中野東中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備	
区立学校	附属設備																																	
中野区立塔山小学校	体育館冷暖房設備																																	
～	(略)																																	
中野区立令和小学校	体育館冷暖房設備																																	
中野区立鷺の杜小学校	体育館冷暖房設備																																	
中野区立第二中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備																																	
～	(略)																																	
中野区立中野東中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備																																	
区立学校	附属設備																																	
中野区立塔山小学校	体育館冷暖房設備																																	
～	(略)																																	
中野区立令和小学校	体育館冷暖房設備																																	
中野区立第二中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備																																	
～	(略)																																	
中野区立中野東中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備																																	
別表第3 (第10条関係)		別表第3 (第10条関係)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 大人(高校生以上)</td> <td>1時間以内</td> <td><u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>1時間以内</td> <td><u>100円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体 プール全体</td> <td>1時間30分以内</td> <td><u>22,700円</u></td> </tr> <tr> <td>1時間30分を超え2時間以内</td> <td><u>4,700円</u></td> </tr> </tbody> </table>		対象	単位	使用料	個人 大人(高校生以上)	1時間以内	<u>300円</u>	1時間以内	<u>100円</u>	団体 プール全体	1時間30分以内	<u>22,700円</u>	1時間30分を超え2時間以内	<u>4,700円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 大人</td> <td>2時間以内</td> <td><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>1時間以内</td> <td><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人 小人(中学生以下)</td> <td>2時間以内</td> <td><u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>1時間以内</td> <td><u>130円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体 プール全体</td> <td>1時間30分以内</td> <td><u>29,400円</u></td> </tr> <tr> <td>1時間30分を超え2時間以内</td> <td><u>6,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		対象	単位	使用料	個人 大人	2時間以内	<u>500円</u>	1時間以内	<u>250円</u>	個人 小人(中学生以下)	2時間以内	<u>250円</u>	1時間以内	<u>130円</u>	団体 プール全体	1時間30分以内	<u>29,400円</u>	1時間30分を超え2時間以内	<u>6,000円</u>
対象	単位	使用料																																
個人 大人(高校生以上)	1時間以内	<u>300円</u>																																
	1時間以内	<u>100円</u>																																
団体 プール全体	1時間30分以内	<u>22,700円</u>																																
	1時間30分を超え2時間以内	<u>4,700円</u>																																
対象	単位	使用料																																
個人 大人	2時間以内	<u>500円</u>																																
	1時間以内	<u>250円</u>																																
個人 小人(中学生以下)	2時間以内	<u>250円</u>																																
	1時間以内	<u>130円</u>																																
団体 プール全体	1時間30分以内	<u>29,400円</u>																																
	1時間30分を超え2時間以内	<u>6,000円</u>																																

備考

- (1) (略)
- (2) 回数券は、大人券（300円券12枚つづり3,000円）及び小人券（100円券12枚つづり1,000円）の2種類とする。

別表第4・別表第5 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2の改正規定は同年4月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 中野区立学校設置条例の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第39号）による改正後の中野区立学校設置条例（昭和36年中野区条例第1号）別表1の表に掲げる中野区立鷺の杜小学校の施設及び附属設備の令和6年4月1日以後の使用に係る中野区立学校施設の開放に関する規則第10条の規定による使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に温水プール開放（個人の使用を除く。）に係る温水プールについて改正後の附則第5項に規定する期間に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の別表第3（個人の項に係る規定を除く。）の規定に改正後の附則第5項の規定を適用した場合の同表の規定を適用した額とする。

備考

- (1) (略)
- (2) 回数券は、大人券（500円券6枚つづり2,500円）及び小人券（250円券6枚つづり1,250円）の2種類とする。

別表第4・別表第5 (略)